

《26. 3. 28》

起業支援型地域雇用創造事業に関するQ A
(24年度第1次補正予算) 【第3版】

※ 現時点における考え方を示すものであり、今後内容に変更等を生じる場合があります。

(基金の造成)

- 1 平成24年度第1次補正予算として措置する交付金は、年度内に既存基金に積み増さなければいけないのか。
- ⇒ 平成24年度予算であるため、年度内の交付及び基金への積み増しを原則とする。

(交付金の使途)

- 2 平成24年度第1次補正予算として措置する交付金により、重点分野雇用創造事業(重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等緊急雇用対応事業、雇用復興推進事業)を実施することはできるか。
- ⇒ 今般措置される交付金は、起業支援型地域雇用創造事業の実施のために交付するものであるため、当該事業の実施に活用していただきたい。

(事業計画の作成)

- 3 都道府県の事業計画全体にかかる要件(新規雇用の失業者に係る人件費の割合)は、個々の事業ごとや市町村ごとにも課されるものか。
- ⇒ 個々の事業や市町村ごとには課さず、各年度ごとの都道府県が作成する事業計画全体の要件とする。

(事業計画の作成)

- 4 起業支援型地域雇用創造事業において、具体的事業の立案を民間企業等からの企画提案方式とすることは可能か。
- ⇒ 民間企業等からの提案型の事業計画を参酌して都道府県において事業計画を立案することは差し支えない。
- また、都道府県が事業計画を立案し、委託事業に係る委託契約の際に、企画

提案方式で受託事業者を決定することは、各都道府県の財務規則等に基づく競争性のある手続きと見なされるものであれば問題ないものとする。

(事業計画の作成)

5 事業計画書及び実績報告書の「事業に従事した全労働者数」、「新規雇用の失業者の人数」には実人員を記載するのか。

⇒ それぞれ実人員を記載する。ただし、雇用期間の更新により同一の者を雇用する場合には、更新回数に応じた人数を計上すること。

また、新規雇用の失業者以外の労働者（委託先の既存の従業員等）については、様々な従事形態が考えられるため、例えば、①委託先の既存の従業員が当該事業に専属で従事した場合は、その者を1名と計上する、②複数の従業員が持ち回りで当該事業に従事した場合は、日数等で割り戻した人数を計上する（例えば、週5日を5名でローテーションした場合1名と計上。）等実態に沿って計上する取扱いとする。（小数点以下は切り捨て。ただし、割り戻した人数が1人を下回る場合には、1人として計上する。）

(事業計画の作成)

6 例えば、平成25年度中に委託事業で雇用した失業者を正規労働者として継続雇用し、平成26年度についても委託事業において当該労働者が委託事業に従事する場合に、新規雇用する労働者として取り扱ってよいか。

⇒ 雇用の継続性が期待される事業であることを踏まえ、設問にあるように平成25年度に新規雇用する失業者として雇用されたのであれば、平成26年度についても、基金事業において継続して従事する場合には前年度と同様に新規雇用する失業者として取り扱うものとする。

なお、委託事業の事業拡充等により委託期間が1年以上となる場合、前年度と同様に新規雇用する失業者として取り扱うのは、失業者が被災求職者の場合を除き、雇用・就業期間1年以内に限る。1年を超える部分は、新規雇用する失業者以外の人件費として取り扱うこと。

(事業計画の作成)

7 事業計画策定にあたって消費税の取扱いは。

⇒ 委託事業は、原則として事業経費全体が消費税の課税対象となり、事業計画書様式中の事業額欄には、事業経費全体に消費税を含めた事業額を記載する。

また、人件費及び新規雇用の失業者に係る人件費欄についても消費税額を含めて記載する。

【補足】消費税が非課税となる委託事業について

基金事業の事業主体である都道府県又は市町村が当該事業を民間企業等に委託する本件委託事業については、受託者（民間企業等）が委託者（都道府県又は市町村）に対して行う資産の譲渡等に該当し、原則として消費税の課税対象となる。

なお、当該委託事業が下記例示のように、消費税法別表第一第7号ロ（社会福祉事業等）又は同号ハ（社会福祉事業等に類する事業）に規定する事業に係る資産の譲渡等に該当する場合は、非課税となる。（内容については国税当局と協議済み）

《非課税となる委託事業の例》

① 地域包括支援センターにおける事務補助等を行う事業

老人介護支援センターを運営する法人に対して「地域包括支援センターにおける事務補助等を行う事業」を委託する場合には、当該委託事業は老人介護支援センターを運営する事業（社会福祉事業）として行われる資産の譲渡等に該当することから非課税となる（消費税法別表第一第7号ロ）。

なお、委託先が老人介護支援センターを運営する法人でない場合は、非課税とならないことに留意する。

② 保育所や児童館での保育補助業務を行う事業

保育所や児童館を運営する事業者に対して、当該事業者が通常行っている保育業務を補助する事業を委託する場合には、保育所等を運営する事業（社会福祉事業）として行われる資産の譲渡等に該当することから非課税となる（消費税法別表第一第7号ロ）。

なお、委託先が保育所等を運営する事業者でない場合は、非課税とならないことに留意する。

③ 高齢者宅への配食サービス事業

高齢者宅への配食サービスを、身体等に障害がある高齢者等に対して行う資産の譲渡等として「消費税法施行令第14条の3第6号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成3年6月7日号外厚生省告示第129号）」に該当する「高齢者宅への配食サービス事業」を委託する事業は、社会福祉事業に類する事業として行われる資産の譲渡等に該当することから非課税となる（消費税法別表第一第7号ハ）。

なお、消費税の取扱いについては、平成24年3月28日付け職地発0328第1号「雇用創出基金事業における消費税の取扱いについて」も参

照すること。

(事業計画書の作成)

8 事業計画書の分野区分の記入について。

⇒ 日本標準産業分類によるものとする。ただし、日本標準産業分類に観光業は存在しないため、事業内容で判断し分類すること。また、日本標準産業分類では共同組合は複合サービス業に、非営利団体はサービス業（他に分類されないもの）に分類されているが、事業内容に応じて分野を指定すること。

なお、分野8に該当する場合は、業種がわかるように事業内容を記載し、併せて事業内容欄の文頭にカッコ書きで業種を明記すること。

(事業計画の公表)

9 事業計画の公表方法についての考え方は。

⇒ 都道府県は事業計画を作成し公表するものであるが、当該事業計画の公表方法やその内容については特段の定めはなく、各都道府県において判断するものとする。

(基金事業の対象となる事業)

10 すでに国の交付金、補助金又は助成金等を受けている事業を基金事業として実施することは可能か。

⇒ 補助金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業については基金事業の対象とはならない。なお、すでに補助金等を受けて実施している事業について事業拡大し、当該新たな雇用の拡充部分を基金事業として事業化することは可能である。

(基金事業の対象となる事業)

11 求職者を雇い入れた民間事業者に対する助成金を本事業の対象としてよいか。

⇒ 本事業は、地域内のニーズを踏まえ、都道府県が企画した新規の事業を通じて、雇用や就業機会を直接的に創出するものであり、助成金の助成を行う事業は、基金事業に該当しない。

(基金事業の対象となる事業)

12 基金事業の対象とならない建設・土木事業は具体的にどのようなものを指すのか。

⇒ ここでいう建設・土木事業とは、「日本標準産業分類」に定義される次の工事(軽微な場合を除く。)を行う事業をいう。

- (1) 建設物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設すること。
- (2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること。
- (3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること。

なお、上述の軽微な場合とは、具体的に次のようなものをいう。

- (1) 事業を実施している中でたまたま修繕等の作業が生じた場合
(例) 観光地の美化の作業に際して観光施設の一部につき簡単な修繕を行うこと。
- (2) 事業を実施するために密接不可欠な修繕等の作業がある場合
(例) 森林整備の作業に際して作業道・自然道の修繕を行うこと。
(例) 緑地管理の作業に際して花壇の改造や軽易

(基金事業の対象となる事業)

13 調査やデータ集計等の作業は可能か。

⇒ 事業の趣旨により、地域の産業・雇用振興策に沿って、当該委託先企業が支援先として適切であり、事業終了後も委託先で雇用が継続すると都道府県が判断される場合は、実施して差し支えない。

(基金事業の対象となる事業)

14 ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用事業及び重点分野雇用創造事業として実施した(している)事業について、事業の一部を見直し、起業支援型地域雇用創造事業として実施することができるか。

⇒ 実施を可能とする。

(基金事業の対象となる事業)

15 事業の新規性に係る判断基準はどのようなものか。

⇒ 基金造成時に同様の事業を行っているか否か、県費等を本基金で振り替える

ものと見なされるものか否か等の観点により、都道府県において、別紙1「基金による事業の新規性について」により事業の新規性を判断する考えである。

(基金事業の対象となる事業)

16 委託事業の対象となる事業の具体例を示して欲しい。

⇒ 別紙2の事業例を参照のこと。これらは、現時点において委託事業となり得る事業例を示したものであり、都道府県において作成する事業計画における個々の事業については、事業実施要領に定められる要件を満たす必要があること。また、これらに挙げた事例に必ずしもとらわれることなく、地域のニーズに応じた新たな事業を計画することが望まれる。

(対象となる地域)

17 対象地域は限定されるのか。また、対象地域の設定単位はどのようになるのか。

⇒ 例えば工場の閉鎖等により雇用情勢が著しく厳しい地域等を対象地域として実施していただくことを想定している。ただし、都道府県において、地域の実情に応じて対象地域を定めることは差し支えない（都道府県内の全地域を対象とすることも差し支えない。）。地域の設定単位については市区町村単位を想定しているが、これに限るものではないので、これ以外の単位で設定していただいても差し支えない。

(対象となる地域)

18 地域の選定基準や決定方法は県において定める必要があるか。

⇒ 選定基準や対象となる地域の決定方法等の指定手続をこちらから示す予定はない。都道府県の判断により地域の実情を踏まえて設定していただきたい。

(事業委託の対象者)

19 「委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの」の判断はどのように行うのか。

⇒ 委託事業の内容により、円滑な事業実施に必要となるノウハウや、事業実績等を総合的に勘案して、的確に事業を遂行できるかどうかの判断を地方公共団体が行うものであり、①総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備

していること、②労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること等が必要である。

なお、起業支援型地域雇用創造事業では、委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴くこととしており（Q46参照）、本手続きを含め、適切に判断していただきたい。

（事業委託の対象者）

20 事業委託の対象者の具体例は。

⇒ 起業後10年以内の民間企業、NPO法人、これら法人以外の法人であり、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等が考えられる。また、法人以外の団体としては、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等が考えられる。また、基金事業を適切に運営できるのであれば、個人事業主を委託対象とすることも可能である。

なお、分割・合併により設立した新会社は、従来の事業を引き継いでいるため、実質的に起業と見ることが困難であることから、分割・合併による新会社設立の場合、起業には含まない。

（委託事業）

21 「競争性のある手続を原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続による」の例外的とはどのような場合か。

⇒ 都道府県の財務規則等に基づき契約の性質又は目的が競争を許さない場合等は、例外的に随意契約に準じた手続による。具体的には、公募に対して応募者がなかった場合、当該場所でなければ業務遂行が不可能な場合において供給者が一に特定される場合、当該契約に係る物品又は役務の提供を行える者が他に存在しない場合等が想定される。

単に一般競争入札には必要な入札者の公募や質問書の受付等の手続を省略することを目的とする場合や、本来一括して発注すべき契約を分割することにより少額契約する場合は認められない。

（委託事業）

22 通常の募集行為をしたにもかかわらず、委託契約で定めた人数の失業者が集まらなかった場合の取扱い如何。

⇒ 委託先が契約を履行できなかった場合の取扱いについては、個々の委託契約において明記しておくこととする。都道府県は事業計画全体の人件費割合の要件を満たすことができるよう、必要に応じて委託先に対する適切な指導等を行うこととする。

(委託事業)

23 募集を行ったが、新規雇用の失業者を1人も雇用できなかった場合、事業遂行可能か。

⇒ 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用継続が期待される事業であり、年度を跨ぐ事業を含め委託契約期間終了日までに、新規雇用の失業者を1人も雇用しないといった自体は想定していない。

(事業委託の対象者)

24 事業委託の対象者の確認方法。

⇒ 起業後10年以内等の対象要件は企業（法人）の場合は登記、個人事業主の場合は開業届出、社団・財団法人等は定款等で確認すること。なお、事業所が複数ある場合は、同一都道府県内に所在する企業であるかを申告等により確認すること。

(事業委託の対象者)

25 「起業後10年以内」の起算点はいつからか。

⇒ 法人等の設立した日の属する年度の最終日からである。

具体的には、平成15年7月1日に法人を設立した場合、起算点は平成16年3月31日となる。

(事業委託の対象者)

26 個人事業主が法人を設立した場合、起業後10年以内の起算点はいつになるか。

⇒ 法人を設立した日の属する年度の最終日からである。なお、個人事業主が法人を設立した場合のみ「起業」の基準である新分野進出、経営の多角化は問わないこととする。

(事業委託の対象者)

27 「起業後10年」はどの時点で判断すれば良いか。

⇒ 契約時を基準に判断いただきたい。

また、年度を跨ぐ事業を委託する場合、当初契約時を基準に判断いただきたい。

(事業委託の対象者)

28 これから起業を考えている者に対して、委託することは可能か。

⇒ 公募等申請時又は委託契約時において、起業している場合には、委託することは可能である。ただし、委託先として適格性があるかどうかについて有識者から意見を聴取すること。

(事業委託の対象者)

29 起業後10年超の企業に就職していた者が、起業のため離職し企業を設立した場合、当該企業は委託の対象となるか。

⇒ 当該企業が起業後10年以内であれば対象となる。

(事業委託の対象者)

30 起業後10年超の企業が出資し、新会社を設立した場合は、当該企業は支援対象とならないのか。

⇒ 当該企業が起業後10年以内の企業で、分割・合併と認められない場合であれば、支援対象となる。ここでいう「分割・合併」による設立には、EBO（エンプロイバイアウト）、LLP（有限責任事業組合）、LLC（合同会社）、共同企業体、子会社といった形態による組織の設立を含むが、こうした分割・合併の形態（株式の持ち株比率の多寡を含む。）にかかわらず、これらの形態により設立された組織が実質的に既存事業の継承をしている場合を指すものである。

したがって、これらの形態により設立された組織が、既存事業の継承のみならず、新分野進出・経営の多角化を行っている場合は、ここでいう「分割・合併」による設立とは解されず、事業委託の対象として差し支えない。

(事業委託の対象者)

3 1 「起業後 10 年以内」の「起業」に新分野進出、経営の多角化などは含まれるか。

⇒ 新分野進出のために社内に新たな部門を設置し、実質的に起業と同等に見ることができる書類等により確認することができる場合には、「起業」に含めて差し支えない。ただし、本事業の趣旨に鑑み、新会社の設立等による起業を優先すること。

(事業委託の対象者)

3 2 新分野進出・経営の多角化とはどのような場合を指すのか。

⇒ 日本標準産業分類の分類が変更・追加されること、定款に新たに事業が追加されること、新たに部門が設置されること、技術革新を伴う事業を展開すること等により確認されることを想定している。

(事業委託の対象者)

3 3 企業誘致により本社等が県外から移転してきた場合、移転から 10 年以内であれば、移転先の県において「起業後 10 年以内」に該当すると解釈してよいか。

⇒ 不可。委託先は、移転先の県において起業時と同一都道府県内に本社が所在する必要がある。ただし、新会社を設立した場合（分割・合併を除く。）、当該新会社が起業後 10 年以内であれば該当となり得るが、起業支援型地域雇用創造事業の趣旨に鑑み、失業者の雇用の継続が期待される委託先として適切か検討する必要があることに留意すること。

(事業委託の対象者)

3 4 共同企業体の場合の取扱い如何。企業体のうち、一部の企業でも起業後 10 年以内であれば委託先として認められるか。

⇒ 委託契約の相手方が共同企業体そのものである場合には、新分野進出のために共同企業体を立ち上げた場合など、実質的に起業と同等に見ることが書類等により確認することができる場合には、当該共同企業体が成立してから 10 年以内であれば委託先として差し支えない。ただし、事業に係る責任関係が明確であることを必要とする。なお、本事業の趣旨に鑑み、新会社の設立等による起業を優先すること。

(事業委託の対象者)

35 共同企業体の構成員の一部の本社が委託する都道府県に所在しない場合、委託先として認められるか。

⇒ 概ね半数以上の構成員が都道府県内に所在していること、または構成員に雇用されている従業員の勤務地の概ね半数以上が当該都道府県内である場合、委託先事業所として差し支えない。

(事業委託の対象者)

36 任意団体が法人化した場合や、公益法人による制度改革によって新たに法人化した場合、いつの時点から起算すべきか。

⇒ 新分野進出のために法人化した場合においては、法人化した時点から起算すること。なお、当該法人の事業が従来の事業を単に引き継いで実施している場合は、法人化を実質的に起業とは見ることが困難であることから、従来の事業開始時点から起算すること。

(事業委託の対象者)

37 「起業後10年以内の企業、NPO等」とあるが、NPOについても設立後10年以内でないと対象とならないか。

⇒ 貴見のとおり。

(事業委託の対象者)

38 起業後10年以内の派遣会社に委託することは可能か。

⇒ 事業の趣旨により、地域の産業・雇用振興策に沿って、当該委託先企業が支援先として適切であり、事業終了後も委託先で雇用が継続すると都道府県が判断される場合は、実施して差し支えない。

(事業委託の対象者)

39 事業所が複数ある企業において、どの程度の事業所が同一都道府県内にあれば委託先とできるか。

⇒ 概ね半数以上の事業所が同一の都道府県内に所在する場合には、委託先とし

て差し支えないと考えている。

また、都道府県内は本社のみで、複数の事業所等が都道府県外に所在する場合であっても、本社に概ね半数以上の従業員が従事している場合、委託先として差し支えない。

(再委託)

40 商工団体やコンサルタント会社等に委託し、受託者が起業後10年以内の企業を開拓し、再委託することは可能か。

⇒ 起業後10年以内の事業所であれば委託対象となり得るが、当該基金事業の趣旨を鑑み、委託先において起業後10年以内の企業を開拓し、再委託することは望ましくない。

なお、起業後10年以内の企業の開拓及び周知等が必要な場合は、周知・広報及び管理運営等に要する経費を活用して、委託先を開拓・周知する業務を委託するなどにより行うこと。

(再委託)

41 当該事業において再委託することは可能か。

⇒ 再委託とは、本来受託者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、契約目的を達成するために遂行する一連の業務に付帯して印刷、通訳、翻訳等を外部の専門業者に発注することは、再委託に当たらないとされている。これを踏まえ、再委託をする場合は、当該基金事業の趣旨に鑑み、再委託することの合理性・必要性、再委託先の履行能力等を検討のうえ、事業の一部を再委託すること。

(事業委託の対象者の選定)

42 事業趣旨に沿ったテーマを選定し、民間等からの具体的な事業内容の提案を公募で受け付けるといった対象者の選定は可能か。

⇒ 差し支えない。

(事業委託の対象者の選定)

43 事業受託の対象者を選定するに当たり、有識者から意見を聴取しなければならないか。

⇒ 有識者の意見を聴取することで、委託先が事業終了後も雇用を継続し、将来地域の雇用の受け皿となり得る企業であるかの適格性を判断していただけると考える。

なお、都道府県事業のみならず市町村事業においても有識者の意見を聴取すること。

(事業委託の対象者の選定)

4 4 支援対象企業の選定に当たり有識者の意見を聴取する場合の有識者とはどのようなものか。

⇒ 起業者に対する経営指導等を行っている商工会議所や税理士、起業の際に融資を行っている銀行等の者が該当する。このほか、信用調査会社等を利用することも有識者の意見を聴取する場合に準ずるものとして差し支えないが、いずれにしても、委託先として適正であることについて自治体として責任がもてる方法で選定することが必要である。

(事業委託の対象者の選定)

4 5 有識者の人数や人選に当たり制約等はあるか。

⇒ 事業の趣旨を鑑み、地域の起業支援に精通する複数の者から意見を聴取することが望ましい。

(事業委託の対象者の選定)

4 6 有識者の意見を聴取する場合、有識者会議を実施する必要があるか。

⇒ 形式については問わないので、委託先が事業終了後も雇用を継続し、将来地域の雇用の受け皿となり得る企業であるかの適格性を判断していただきたいと考える。

なお、有識者会議を実施する場合の経費は、周知・広報及び管理運営に要する経費として支出して差し支えない。

(事業委託の対象者の選定)

4 7 有識者からの意見聴取の方法について、どのようなものが考えられるか。

⇒ 例えば、委託先が事業終了後も雇用を継続し、将来的に地域の雇用の受け皿となり得る企業であるか、といった観点から適格性を判断できるものであれ

ば、以下のような方式によることとしても差し支えない。なお、上記観点から委託先としての適格性を判断できる方法であれば、これに限るものではない。さらに、有識者から意見を聴く場を設ける場合において、これを条例に基づく付属機関として位置付けるか否かについては、各都道府県において判断していただいで差し支えない。

- ・有識者を参集した会議又は個別の有識者から意見聴取を行うこと。
- ・有識者から事前に条件を設定してもらい、その条件に基づき委託先を選定すること。
- ・有識者への業務委託により企業の情報収集及び委託先候補の選定を行うこと。
- ・企画提案方式による事業採択を行う場合において、その企画を審査・選定する際に、上記観点から有識者を審査員に含めること。

(事業実施期間)

48 平成24年度第1次補正予算による事業実施期間の取扱い如何。

⇒ 平成24年度第1次補正予算による交付金を活用する起業支援型地域雇用創造事業について、平成25年度末までの事業実施を可能とする。ただし、平成25年度中に開始した事業は平成26年度まで実施可能とする。

(事業実施期間)

49 平成26年度当初からの事業開始は可能か。

⇒ 不可。平成25年度中に事業を開始した場合のみ、平成26年度も実施することが可能である。また、平成26年度以降新たに失業者を雇用することはできない。

ただし、退職者の補充は、当該退職者の雇用されることが可能であった期間の範囲内で可能である。

(事業実施期間)

50 委託事業の拡充により、新たに新規失業者を雇い入れる場合、平成25年度中に雇用を開始しなければならないか。

⇒ 平成25年度中に雇用を開始すること。なお、委託事業の拡充により事業実施期間が1年を超えることも可能とする。ただし、新規に雇い入れる失業者の雇用・就業期間は1年以内であること(被災求職者は更新可)。

(対象となる失業者)

5 1 対象となる失業者の定義は。失業者であることの確認方法は。

⇒ 労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者のことをいう。本事業においては、必ずしも安定所への求職申込みは必要としないものとする。受託者が本人に、雇用保険受給資格者証、廃業届、採用面接等における本人への質問、履歴書や職務経歴書の提示等により確認することとする。

(対象となる失業者)

5 2 有期の雇用期間満了に備え、在職しながら、求職活動を行う者は失業者に含まれるのか。

⇒ 含まれる。ただし、委託事業開始前までに雇用期間満了が確実な者であること。

(対象となる失業者)

5 3 3月卒業予定の学生・生徒を本事業における失業者として取り扱うことは可能か。

⇒ 採用面接時点で未内定の状態であり、卒業後の事業開始時点で失業状態であることが予測される者について、本事業における失業者として取り扱うものとする。

(対象となる失業者)

5 4 新規学校卒業者を平成25年度中から雇い入れることは可能か。

⇒ 可能であるが、実際の雇い入れは卒業日の翌日以降とすること。

また、ハローワークでは新規学校卒業者に対する就職支援に力を入れているところであり、新規学校卒業者の求人に当たっては、可能な限りハローワークへの求人提出をお願いする。

(対象となる失業者)

5 5 ふるさと雇用特別再生基金事業、緊急雇用創出事業（緊急雇用事業、重点

分野雇用創造事業)に従事していた失業者は対象となるか。

⇒ 対象となる。

なお、今般創設された起業支援型地域雇用創造事業と従前の基金事業の雇用期間は通算しない。ただし、起業支援型地域雇用創造事業における雇用期間は被災求職者を除き通算して1年以内となる。

(対象となる失業者)

56 基金事業において雇用される失業者の労働時間や日数等の基準はあるのか。

⇒ ふるさと雇用再生特別基金事業同様に、健康保険の被保険者の要件となる所定労働時間、日数が当該事業所において同種の業務に従事する他の通常の正規労働者のその概ね3/4以上にあることが望ましいが、委託事業の内容、業務量、委託先における雇用継続の確保の観点から、正規労働者の所定労働時間、日数の3/4より少ない労働時間、日数としても差し支えない。ただし、雇用保険被保険者となる週20時間以上を目安として適切に事業運営をしていただきたい。

(雇用期間)

57 6ヶ月未満の雇用・就業期間の場合、1回に限り更新が可能(被災求職者を除く。)だが、更新から1年間の雇用・就業期間とすることは可能か。

⇒ 不可。更新前の雇用・就業期間を含め通算1年以内の雇用・就業期間となる。

(雇用期間)

58 契約事務上、年度を跨ぐために年度末でいったん契約が切れる場合これは更新1回とカウントされてしまうのか。

⇒ 実態として1人の労働者について連続する一つの就業であるものとみなされる場合は、契約実務上、年度切替えを行ったとしても、これを更新1回とカウントしない取扱いとする考えである。

(雇用期間)

59 事業実施期間と労働者の雇用期間を一致させる必要はあるのか。

⇒ 事業実施期間は、各事業ごとの性質に応じた期間を設定することとし、個々の労働者の雇用期間をこの事業実施期間に必ずしも一致させる必要はないものとする。

(雇用期間)

60 新規雇用する労働者の雇用又は雇用・就業期間は、失業者以外の者についても同様の設定とする必要があるのか。

⇒ 本事業において労働者の雇用又は雇用・就業期間は、失業者であるか否かを問わず、新規に雇用する労働者に共通する要件である。

(経費の取扱い)

61 実施される事業における労働者の賃金はどの程度が妥当と考えているか。

⇒ 地域における賃金水準を勘案して適切な水準に設定されるものとする。

(経費の取扱い)

62 人件費には何が含まれるのか。

⇒ 人件費には、賃金のほか、通勤手当、賞与、退職手当等の諸手当（委託先の社内規定や地方公共団体の例規等において労働者に対する支給が義務づけられているもの）、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分を含むものとする。

なお、人件費にかかる消費税については、人件費として取り扱って差し支えないものとする。

(経費の取扱い)

63 人件費のうち賃金を委託契約時の設定単価に基づき支弁することは可能か。

⇒ 賃金台帳等により実際の支払額を確認し、精算すべきものである。

(経費の取扱い)

64 起業支援型地域雇用創造事業では、事業を実施する上で必要な財産の取得について、50万円以上のものは認めない取扱いとし、原則としてリースある

いはレンタルで対応すること（以下「リース契約」という。）とされているが、効率的にリース契約が締結されるよう取り扱う必要があるか。

⇒ リース契約においては、各都道府県の財務規則等に基づき、効率的にリース契約が締結されるよう入札の実施や複数の者から見積書を徴取する等により適正に取り扱う必要がある。

また、リース契約終了後、無償等で借り手に所有権を譲渡する旨の特記のあるリース契約については、実態が購入による財産取得と変わらないこと等から、リース契約終了後、貸し手にリース物件を返還する（所有権の移転が生じない）リース契約とすること。

（経費の取扱い）

6 5 知的財産権の取得に係る経費を支弁することは可能か。

⇒ 知的財産権は、委託元である都道府県（もしくは市町村）に帰属するため委託先事業所において知的財産権取得のための手続きを行うことは想定していない。

（対象経費）

6 6 人材育成を実施する委託事業において、当初契約時の研修計画に沿った事業が実施できない場合の取扱い如何。

⇒ 事前に変更内容の変更に応じた変更計画を提出させるなどすること。なお、委託者である自治体が、指導等行っても改善されなかった場合や精算時に研修計画に沿った事業の実施がされなかった場合は、契約解除や事業費の返還もありうる。また、対象経費は、委託事業の実施に要する分のみであり、受託者は研修実態等を把握できる書類を整備する必要があり、研修実態が把握できないものは対象経費から除外又は事業費を返還することとなる。

（対象経費）

6 7 対象経費の取扱い如何。

⇒ 当該事業に直接必要な経費であり、例えば、飲食代（講師食事代含む。）、交際費、加湿器、社宅光熱費、敷金等は対象経費とはならない。また、通常の研修場所と異なる場所での研修において勤務経路が変更となる場合、通勤手当が二重払いとならないよう確認すること。

(経費の取扱い)

68 運営管理費については何に使えるのか。

⇒ 運営管理費については、都道府県において、基金の管理運営、各市町村への補助金の交付等の交付金に関する事務を行う際に必要となる諸経費（庁費、旅費、臨時職員の賃金等）、有識者の意見聴取に係る経費に使用できるものとする。ただし臨時職員の雇用については、他の業務と兼務させることは不可であること、真に必要な範囲で雇い入れることに留意すること。いずれの場合も適切な範囲で実施していただきたい。

(市町村補助事業)

69 市町村補助事業において、事業に係る周知及び広報並びに事業の運営に係る経費の対象は、どこまで認められるのか。

⇒ 事業に係る周知及び広報並びに事業の運営に係る経費としては、市町村が実施する委託事業に係る周知広報経費、市町村の担当部署に配置する基金事業の運営管理等の業務に従事する事務補佐員の人件費、委託先等に対する指導旅費、有識者の意見聴取に係る経費等が含まれる。

(実績報告)

70 同一内容の事業を同一の事業主が引き続き翌年度に実施する場合の実績報告の計上方法についての考え方は。

⇒ 事業の委託契約は年度ごとが一般的であり、新規雇用する失業者の雇用契約も年度ごとになることが多くなると考えられるため、前年度末において雇用されていた労働者を翌年度も雇用する場合、実績報告書には、当該者について「新規雇用の失業者」として、前年度及び翌年度ともに計上する取扱いとする考えである。

(財産の取扱い)

71 委託事業を実施する上で、必要な機器や物品等を購入した場合、基金事業終了後も継続して事業を実施することになるため、委託契約期間終了後も購入した機器や備品等を引き続き使用したいが、可能か。

⇒ 委託事業を実施する上で、必要な機器や物品等（以下「機器等」という。）の購入については、50万円以上のものは認めない取扱いとし、原則としてリースあるいはレンタルでの対応としているところである。ここで、基金事業で使

用する機器等がリースによる方法が採られておらず、引き続き使用するためには購入する以外の方法がないと認められる場合については、当該機器等を購入することを可能な取扱いとする。

また、購入した機器等について、委託先が委託事業終了後、事業により取得した財産として引き続き使用することを希望する場合は、委託事業と同様の目的で使用されることが見込まれる場合に限り、委託先が都道府県と協議した上で、各都道府県（もしくは市町村）の財産管理規定等に基づき、残存価格による買取りや譲渡等を行うことが可能であると考えます。

（財産権の取扱い）

72 基金事業により業務委託を行った際に生じた特許権等の知的財産権は、委託先と委託元のどちらに帰属するのか。

⇒ 都道府県（もしくは市町村）からの委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である都道府県（もしくは市町村）に帰属するものとする。

ただし、事業実施により得られた特許権等の知的財産権は、次のすべての要件を満たした場合、委託先に帰属させることができるものとする。

- ① 知的財産権に関して出願・申請の手続を行う場合、都道府県（もしくは市町村）に報告すること。
- ② 都道府県（もしくは市町村）が公共の利益のために要請する場合、都道府県（もしくは市町村）に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- ③ 正当な理由なく取得した知的財産権を相当期間活用していない場合、都道府県（もしくは市町村）の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- ④ 委託先が知的財産権に関する事業を実施しなくなった場合、当該知的財産権を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

（収入）

73 事業終了後に都道府県において収入等が生じた場合の取扱い如何。

⇒ 委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じるものとする。

(収入)

74 収入については、どこまで返還する必要があるのか。

⇒ 各年度ごとに、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

(例) 下表の場合、収入(3,500千円)と、委託契約額を超える事業費増額分(1,000千円)との差額(2,500千円)を返還する。

(単位：千円)

委 託 事 業			
契約額	10,000	事業費(人件費、リース料、物件費等)	10,000
		委託契約額を超える事業費	1,000
収入(売上)	3,500		

※収入とは委託事業を実施することにより生じた売上や手数料等のことである。

(収入)

75 どのようなものが収入に当たるのか。

⇒ ① 物品販売事業

事業費に原材料費等を措置している場合、売上が収入に当たる。

ただし、QA72のとおり、原材料費等を自前財源で措置し、事業費のほとんどが人件費に充てられる場合は、収入に当たらない。

② 人的サービス事業

経費のほとんどが人件費であっても、新規雇用の失業者の役務の提供によって売上が生ずる場合は収入とする。

ただし、介護保険法による介護保険施設を委託先事業所として実施する事業において、事業者を支払われる介護報酬は趣旨・目的を異にするものであり、介護報酬は収入に当たらない。

なお、いずれの場合においても個別の事案によって判断する必要がある。

(収入)

76 例えば、委託先が従来から自前財源の事業(以下「本来事業」という。)として地域の農産物を活用した新商品の開発及び商品販売を行っており、同一期間中に、基金事業としてその新商品の販路開拓を行うための人員配置のみを基金事業で実施した場合、委託契約終了後において、本来事業として実施した商品販売による収入の返還は必要か。

- ⇒ ① 設問にあるように販路開拓のための人員配置のみを基金事業として実施する場合、事業費のほとんどは人件費に充てられることとなり、当該基金事業自体から直接的に収入は生じないと考えられること。
- ② 委託先の自前財源において原材料費等を措置し、開発された商品を本来事業として販売している場合、そのことにより発生した収入は、委託事業により発生したものとは判断されないこと。
- 等により返還は不要であると考える。

(収入)

77 委託契約期間終了後、基金事業によらずに受託者の自助努力により、事業継続及び雇用継続の要件を満たす場合、委託費により発生した収入の返還を要しないこととしているが、どのような手続が必要か。

- ⇒ 委託契約期間終了後にも雇用が継続されることを支援するため、委託契約期間終了後においても受託者が自助努力により引き続き事業を継続し、委託契約期間終了月時点で当該基金事業に従事している失業者のうち1/2以上の者(※)を継続して雇用する場合、委託費により発生した収入の返還を要しないこととする。当該取扱いについて、具体的には別紙3「起業支援型地域雇用創造事業収入等報告書」により委託元となる都道府県又は市町村に対し、委託事業の精算以前に、報告を行うこととする。

(※小数点以下は切り捨て。ただし、委託契約期間終了月時点で雇入れ失業者が1名の場合には、1名の失業者を雇い入れることを必要とする。)

なお、委託契約期間終了月において1人退職し、補充のため新たに1人雇い入れた場合、1人とカウントすること。

(収入)

78 委託契約期間終了後、要件を満たす場合、委託事業により発生した収入の返還を要しないこととしているが、年度を跨ぐ事業の場合、返還を要しないのは最終年度のみか。

⇒ 平成25年度中に開始し、平成26年度に終了する事業は、平成26年度に生じた収入のみ要件を満たした場合、返還を要しない（平成25年度に生じた収入は返還しなければならない。）。

（収入）

79 受託者の自助努力により事業を継続した場合は、収入返還を不要としているが、ここでいう「受託者の自助努力」とはどのような意味か。

⇒ 「受託者の自助努力により事業を継続」で意味する「自助努力」は、基金で措置している委託費による事業実施ではなく、企業努力により事業資金を別途確保し、事業運営を継続することを指している。

なお、企業努力により事業資金を確保することには、引き続き県費等による補助等を受けて事業運営することも含むものとする。

（収入）

80 返還を要しないこととする要件の一つである委託事業に係る契約期間終了時点において「受託者が、委託事業において雇用した労働者のうち、その1/2以上を委託事業に係る契約期間終了後も継続して雇用すること」とは、具体的にどのような場合を指すのか。また、「継続して雇用すること」とは、非正規による継続雇用も含まれるのか。

⇒ 委託契約期間終了日同日までの間に当該労働者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、若しくは通知し、委託契約期間終了日の翌日から継続して雇用される場合を指す。また、非正規による継続雇用も含まれるものとする。

（一時金の支給）

81 支給要件である「委託事業に係る雇用契約期間の終了の日までの間に、期間の定めのない労働契約を締結し、委託事業終了後も引き続き雇い入れる」とは、具体的にどのような場合を指すのか。

⇒ 委託事業に係る雇用契約期間の終了日同日までの間に、当該労働者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、若しくは通知し、委託契約期間終了後においても引き続き雇用期間の定めのない雇用がなされる場合を指す。

（一時金の支給）

82 支給要件である「事業の実施に当たり新たに雇い入れた者」とは、委託先事業所と雇用契約を締結した労働者のみか。

⇒ 貴見のとおり。再委託先事業所で雇用された労働者及び派遣会社より派遣された労働者等は対象とならない。雇入れ当初から委託先事業所と雇用契約を締結した労働者のみ対象となる。

(一時金支給)

83 一時金の申請に当たり、正規労働者としての雇入れ日から一定期間定着していることを要件としないのか。

⇒ 支給申請日時点において、正規労働者として雇用されていることをもって一時金の申請を可能とする。

具体的には、支給申請書に正規労働者として雇用された日を記載するとともに、「対象労働者雇用状況等申立書」(様式第2号)により、委託事業終了後の継続雇用の有無等について受託者である事業所及び継続雇用される者双方の申し立てが必要となる。ただし、都道府県においては、不正受給の防止のために必要な措置を講ずること。(Q98参照)

(一時金支給)

84 起業支援型地域雇用創造事業の正規雇用一時金について、委託事業の開始時又は委託事業の契約期間の途中で正社員として雇い入れた場合、支給の対象となるか。

⇒ 支給対象となる。今回の取扱いでは、当該受託者が事業趣旨を斟酌し、積極的に正規雇用を行い、労働者個人にとっては処遇の向上にもつながることから、一時金の支給対象とするものである点に留意と理解が必要である。

ただし、事業開始時より正社員として雇い入れた場合であっても、委託事業における雇用期間は1年以内であることに留意すること。

(一時金支給)

85 例えば、3月1日に「4月1日より正社員とする」旨の期間の定めのない労働契約を締結した場合、当該労働契約締結日から労働契約に基づいて正社員として雇い入れられた日(以下「正規雇入れ日」という。)まで、間が空いてしまうが、支給要件を満たすか。

⇒ 労働者の安定した雇用を確保する観点から、委託事業に係る雇用契約期間の

終了の日までの間に、期間の定めのない労働契約を締結し、委託事業に係る契約期間終了日から正規雇入れ日まで、間が空いていないのであれば、支給要件を満たすものである。

なお、支給申請日時点においては、正規労働者として雇用していることが必要であることに留意する必要がある。

(一時金支給)

86 事業の委託先が法人の支店となっている場合、申請者は法人そのものとみなして、本社から申請させることになるのか。

⇒ 法人の支店からの申請で支給可能。

(一時金支給)

87 新規雇用の失業者を正社員化する場合で、雇入れ先が当該企業ではなく、委託事業と無関係の企業等で正社員化する場合は一時金の支給対象となるか。

⇒ 支給対象とはならない。

(一時金の支給)

88 委託事業を複数受託している事業主は、事業ごとに支給申請可能か。

⇒ 一時金は、委託事業ごとに新たに雇い入れた労働者を引き続き正規労働者として雇い入れた事業主に対して支給するものであることから、委託事業を複数受託している事業主についても、各委託事業において支給要件に合致するものであれば、支給申請可能である。

(一時金支給)

89 一時金の支給申請をする場合、支給申請をいつまでに都道府県に行うのか。

⇒ 支給申請については基となる委託契約期間の終了後、都道府県が定める支給申請期間中に行うこととする。

ただし、平成26年度の委託事業は、年度中に一時金の支払いを完了させる必要があることから、平成26年度後半に委託契約期間が終了する事業に係る一時金の支給申請については、当該年度の委託契約期間終了前の一定期間を申請期間として設定することとする。

(一時金の支給)

90 89のように平成26年度における一時金の支給申請について、申請時期を例えば平成27年3月1日までとする申請期限を設定した場合、3月2日以降3月31日までの間に正規労働者として雇用する予定である者にかかる申請書は一時金支給対象の予定者として受け付けてもよいか。

⇒ 一時金の申請期間については、都道府県の実情に応じて当該年度の委託契約期間終了後の一定期間を設定することとしているが、平成26年度の実績申請については、当該年度中に支給できない場合が想定されることから、例外的に委託契約期間終了日前の一定期間を設定することを可能としている。その場合には、支給申請日時点において正規労働者として雇用していることが必要であることから、上記のような場合には、支給しないこととする。

(一時金の支給)

91 支給申請書に添付する添付書類のうちその他都道府県が必要と認める書類はどのようなものか。

⇒ 支給要領に定める添付書類以外で各都道府県の財務規則等に基づいた書類を指す。

なお、当該書類を添付する場合、「起業支援型地域雇用創造事業一時金支給申請書」(様式第1号(第3面))及び「起業支援型地域雇用創造事業一時金要件チェックリスト」に、必要事項を追記し、確認等を行うこととする。

(一時金の支給)

92 一時金の支給事務を都道府県で一括して実施するのではなく、各市町村が支給事務を行うことは可能か。

⇒ 一時金の支給決定事務は都道府県において実施するものとする。市町村補助事業として実施する委託事業に係る支給申請書等の交付及び受理については、委託元である市町村において実施できるものとする。

(一時金の支給)

93 一時金の支給事務を都道府県の雇用担当部局で一括して実施するのではなく、事業を委託している各担当部局が支給事務を行うことは可能か。

⇒ 支給事務については、各担当部局で行うことは可能であるが、申請先を明確にするとともに、支給要件の判定等が各担当部局間で異ならないよう留意する必要がある。

(一時金の支給)

94 申請様式について都道府県の財務規則等に準じて変更可能か。

⇒ 申請様式については、あくまでもひな形であることから、支給要領で定める事項が包含されている申請様式であれば、必ずしも同一様式である必要はなく、都道府県の財務規則等に準じて変更することは可能である。

(一時金の支給)

95 一時金の不正受給に係る調査に当たって、市町村補助事業の場合、都道府県だけではなく、委託元である市町村も同行させることは可能か。

⇒ 可能である。

(一時金の支給)

96 一時金支給直後に労働者の自己都合若しくは委託先である事業主の都合により退職した場合、一時金の返還が必要か。

⇒ 一時金の支給申請時点において支給要件等に合致し、適正に支給した後、支給対象となる労働者が退職したとしても、その退職が偽りその他不正の行為によるものでなければ、一時金の返還は不要である。

(一時金の支給)

97 一時金を都道府県の支出科目に併せて、報償費等で支出することは可能か。

⇒ 一時金の支出科目については、都道府県の財務規則等に基づき、一時金の目的に沿った適切な科目で支出していただきたい。

(一時金支給)

98 一時金の支給について、都道府県で予め各年度の支給総額を設定し、その範囲内で支給するという取扱いは可能か。

⇒ 予め各年度の支給総額を設定することについては、各都道府県毎の基金の取

り崩し状況を勘案の上、設定することとして差し支えない。

(一時金支給)

99 一時金と国が実施する各種助成金との併給は可能か。

⇒ 一時金は、委託事業において新たに雇用される労働者を引き続き正規労働者として雇い入れた事実をもって支給するものであり、国が実施する各種助成金のように正規労働者としての雇入れ後、一定期間雇用した場合に支給されるものではないことから、両者の併給は可能である。

(一時金支給)

100 不正受給の防止のために必要な措置を講じるとは具体的にどのような方法があるか。

⇒ 一時金支給申請時において

- ① 申請者から、雇用状況について聞き取りを行うこと。
- ② 申請者に対し、不正受給に該当するケースについて具体例等を示し、十分な説明を行うこと。
- ③ 申請者に対し、対象労働者等から雇用状況について聞き取り調査を行うことを説明すること。

一時金支給申請書の受理後

- ① 支給決定までの間に対象労働者等から聞き取りを行うこと。
等が想定される。

(一時金支給)

101 一時金支給要領2(2)において、委託事業に係る雇用契約期間の終了日

(以下「雇用契約終了日」という。)と委託事業実施期間の終了日(以下「事業終了日」という。)が同一ではない場合、事業終了日の翌日から引き続き新規雇用の失業者を正社員として雇い入れることにより、一時金支給の要件を満たすか。

⇒ 満たさない。雇用契約終了日の翌日から正社員として雇い入れることを要件とする。

(事業終了)

102 基金終了後の労働者の取扱い如何。

⇒ 委託事業において契約期間満了を迎える者の取扱いについて、都道府県は都道府県労働局と連携を図り、これらの者に対する必要な支援に努めることとする。

具体的には、受託事業者に対して、一時金の活用等により正社員としての雇入れを促すことや、基金事業での就業経験を生かした再就職ができるよう可能な支援を行うこと等を求めていくことが考えられる。

(事業終了)

103 起業支援型地域雇用創造事業において、結果として事業終了後の雇用が継続しなかった場合、委託費の返還等の措置はあるのか。

⇒ 地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした雇用創出に資する事業であることを想定しているところであるが、雇用継続に向けた努力をしたにもかかわらず、委託事業終了後に結果として雇用が継続しなかった場合においては委託費の返還は求めないこととする。

(事業終了)

104 上述の「雇用継続に向けた努力をしたにもかかわらず、」は具体的にいつ、どのような方法で確認を行うのか。

⇒ 委託事業終了までに事業者へ聞き取り等により把握する。

(各種助成金との併給調整)

105 緊急雇用創出事業実施要領第4の13において、「委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由(中略)と同一の理由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの(国が他の団体等に委託して実施するものを含む。)との併給はできない」旨が記載されているが、各種助成金のうち国が実施するものとは何か。

⇒ 下記の助成金を指す。また、自治体は、委託事業を行う事業主に対して、委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる下記の助成金等との併給はできない点についての注意を促すこととする。

○ 雇用調整助成金

- 高年齢者雇用安定助成金
 - － 高年齢者労働移動支援コース
- 特定求職者雇用開発助成金
 - － 特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金
- トライアル雇用奨励金
- 障害者トライアル雇用奨励金
 - － 障害者トライアル雇用奨励金、障害者短時間トライアル雇用奨励金
- 地域雇用開発助成金（※１）
 - － 地域雇用開発奨励金、地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金、沖縄若年者雇用促進奨励金
- 通年雇用奨励金
- 派遣労働者雇用安定化特別奨励金
- 両立支援助成金
 - － 事業所内保育施設設置・運営等助成金、ポジティブ・アクション能力アップ助成金
- 建設労働者確保育成助成金（雇用管理制度を除く）
- 中小企業労働環境向上助成金
 - － 個別中小企業助成コース（※２）
- キャリアアップ助成金
- キャリア形成促進助成金
- 障害者雇用促進助成金
 - － 障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）、中小企業障害者多数雇用設置設備等助成金、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、重度知的・精神障害者職場支援奨励金
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
 - － 障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、障害者能力開発助成金
- 介護労働環境向上奨励金（※３）
- 成長分野等人材育成支援事業
 - － 成長分野等人材育成支援奨励金、震災関連人材育成支援奨励金
- 日本再生人材育成支援事業
 - － 非正規雇用労働者育成支援奨励金、正規雇用労働者育成支援奨励金、海外進出支援奨励金、被災地復興建設労働者育成支援奨励金、人材育成

型労働移動支援奨励金

○ 若年者人材育成・定着支援奨励金（若者チャレンジ奨励金）

－ 訓練奨励金、正社員雇用奨励金

- 受給資格者創業支援助成金
- 広域団体認定訓練助成金
- 認定職業訓練実施奨励金
- 農漁業者雇用支援事業
- 業務改善助成金（※4）

※1 当該事業の事業費で整備した施設・設備について助成内容が重複する場合、併給調整の対象となる。また、地域再生中小企業創業助成金のうち、雇入れに係る費用の助成と当該事業の人件費が重複する場合、併給調整の対象となる。

※2 導入機を使用するための研修など助成内容が重複する場合がある。

※3 導入機を使用するための研修など助成内容が重複する場合がある。

※4 労働能率の増進に繋がる研修など助成内容が重複する場合がある。